

## 熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する 規則の制定について

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定す  
る。

### (提案理由)

熊本県立菊池高等学校の通学区域の見直しに伴い、関係規定を整備する必要がある。

### 参考：関係法令条項

#### ● 熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

(平成20年4月1日施行 教育委員会規則第5号)

#### 第2条（教育長へ委任しない事務）

(2) 教育委員会規則及び教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関するこ

## 規則案の概要

### 1 規則の名称

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

### 2 改正の必要性

菊池高等学校の普通科を普通科未来探究コース及び普通科地域探究コースに改編することに伴い、関係規定を整備する必要がある。

### 3 内容

- (1) 熊本県立高等学校の普通科の通学区域を規定している別表から菊池高等学校を削除し、当該高校に新設する普通科のコースの通学区域を県下全域とする。(別表関係)
- (2) 改正前の菊池高等学校の普通科の通学区域については、令和6年3月31日まで存続する経過措置を設ける。
- (3) この規則は、令和4年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会規則第	号
熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則	
熊本県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和39年熊本県教育委員会規則第15号）	
の一部を次のように改正する。	
別表県北学区の項高等学校名の欄中「菊池高等学校」を削り、同項通学区域の欄中「菊池高等学校には、熊本市のうち旧植木町及び合志市を加える。」を削る。	
附 則	
1	この規則は、令和4年4月1日から施行する。
2	改正前の別表に規定する菊池高等学校の通学区域については、改正後の別表の規定に かかわらず、令和6年3月31日までの間、存続するものとする。

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和39年熊本県教育委員会規則第15号）新旧対照表

別表			
別表			
学区名	高等学校名	通学区域 地域名	備考
県北学区	岱志高等学校 玉名高等学校 鹿本高等学校 菊池高等学校 大津高等学校 (略)	荒尾市 玉名市 山鹿市 菊池市 阿蘇市 (略)	(略) (略) 菊池高等学校には、 熊本市のうち旧植木 町及び合志市を加え る。 (略)
県北学区	岱志高等学校 玉名高等学校 鹿本高等学校 菊池高等学校 大津高等学校 (略)	荒尾市 玉名市 山鹿市 菊池市 阿蘇市 (略)	(略) (略) 菊池高等学校 玉名高等学校 鹿本高等学校 (削る) 大津高等学校 (略)